

# NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。ぜひご利用ください。

(平成 23 年度版)

職員宿舎、教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付 _____	1
平成 23 年度高知県地域ケア体制整備推進事業 _____	2
平成 23 年度高知県地域支え合い体制づくり事業費補助金 _____	4
23 年度ソーレ・えいど事業 _____	6
平成 23 年度人権ふれあい支援事業 _____	7
高知県産業復興推進総合支援事業費補助金 _____	8
移住促進事業 _____	10
農業創造人材育成事業 _____	11
豊かな環境づくり総合支援事業 _____	12
生き生きこうちの森づくり推進事業 _____	13
森林保全ボランティア活動推進事業 _____	14
山の一日先生派遣事業 _____	15
こうち山の日推進事業 _____	16
環境学習推進事業 _____	17
こうち出合いのきっかけ応援事業 _____	20

## お問合せ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活・男女共同参画課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	職員宿舎、教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付
事業の目的	高知県職員住宅、教職員住宅の空き部屋・住宅を、NPOを含む県内に主たる事務所を置く公共的団体に貸し付けることにより、空き住宅等の有効活用を図るとともに、県民の地域での支え合いのための非営利活動を支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>宿舎の入・退去者の情報を整理したうえで、その年度に貸し出し可能な住宅の情報を、県のホームページで公開。</p> <p>○職員宿舎:総務部職員厚生課のホームページ  <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111001/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111001/</a></p> <p>○教職員宿舎:教育委員会総務福利課のホームページ  <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/21-juutaku.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/21-juutaku.html</a></p>
留意事項	空き部屋・住宅は現状のままでの貸し付けになります。『住居』としての使用や、短期間(およそ一ヶ月以内)の使用については、お貸しできませんのでご了承ください。
問い合わせ先	<p>○職員宿舎          総務部職員厚生課          電話:088-823-9168 FAX:088-823-9206          メールアドレス <a href="mailto:111001@ken.pref.kochi.lg.jp">111001@ken.pref.kochi.lg.jp</a></p> <p>○教職員宿舎          教育委員会総務福利課          電話:088-821-4905 FAX:088-821-4725          メールアドレス <a href="mailto:310601@ken.pref.kochi.lg.jp">310601@ken.pref.kochi.lg.jp</a></p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成23年度高知県地域ケア体制整備推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	市町村、社会福祉協議会、医師会、活動範囲が複数の市町村にまたがる非営利団体、その他の任意団体(以下「補助事業者」という。)が、自主的及び主体的に実施する在宅生活支援活動を支援することによって、その地域の特性をいかした地域ケア体制整備の推進の確立を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>補助事業者が実施する地域ケア体制整備の推進に効果が認められる次の事業とする。ただし、国や県の他の補助事業の採択要件を満たす事業については、原則として対象としない。</p> <p>(1)在宅医療と在宅介護の連携強化事業  (2)在宅医療の充実・強化事業  (3)在宅介護の充実・強化事業  (4)高齢者の日常生活を支えるための見守り等の仕組みづくり事業  (5)高齢者の住まいの確保と充実事業  (6)認知症対策の推進事業</p> <p>なお、平成22年度採択事業の継続事業を優先採択事業とする。</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>以下の(1)～(4)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)市町村(地方自治法第284条に規定する広域連合を含む。)  (2)社会福祉協議会  (3)医師会  (4)活動範囲が複数の市町村にまたがる非営利団体、その他の任意団体で、次に掲げる要件のすべてに該当するもの。</p> <p>①県内で不特定かつ多数の利益の増進を目的とした活動を行っている特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体であること。  ②特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第29条第1項に規定する事業報告書等の所轄庁への提出を行っていること。  ③任意団体にあっては、会規約及び会計処理の手続等が定められており、今後も継続的な活動が行われると見込まれること。  ④宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。又は特定の公職者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体ではないこと。  ⑤暴力団でないこと。又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。</p>

<p>補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)</p>	<p>(1)補助対象経費の基本額 補助事業者ごとの補助の限度額、補助率は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="440 259 1369 477"> <thead> <tr> <th>補助事業者</th> <th>限度額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村の場合</td> <td>上限 500千円 下限 原則として200千円</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>市町村以外の場合</td> <td>上限 1,000千円 下限 原則として200千円</td> <td>10分の10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)補助対象経費 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、扶助費</p>	補助事業者	限度額	補助率	市町村の場合	上限 500千円 下限 原則として200千円	10分の10	市町村以外の場合	上限 1,000千円 下限 原則として200千円	10分の10	
補助事業者	限度額	補助率									
市町村の場合	上限 500千円 下限 原則として200千円	10分の10									
市町村以外の場合	上限 1,000千円 下限 原則として200千円	10分の10									
<p>申請手続き・申請時期</p>	<p>(1) 補助事業者が交付の申請書等の提出を行う担当課(所)は、下記のとおりとする。</p> <p>①事業の活動範囲が以下の福祉保健所のうち1箇所と想定される場合 【担当】活動地域を管轄する福祉保健所</p> <table border="1" data-bbox="435 909 1425 1328"> <tbody> <tr> <td>安芸福祉保健所</td> <td>室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村</td> </tr> <tr> <td>中央東福祉保健所</td> <td>南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村</td> </tr> <tr> <td>中央西福祉保健所</td> <td>土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村</td> </tr> <tr> <td>須崎福祉保健所</td> <td>須崎市、中土佐町、椿原町、津野町、四万十町</td> </tr> <tr> <td>幡多福祉保健所</td> <td>宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町</td> </tr> </tbody> </table> <p>②事業の活動範囲が、高知市又は複数の福祉保健所にわたると想定される場合 【担当】高齢者福祉課(内容により、福祉保健所とする場合がある。)</p> <p>(2) 募集時期 随時(概ね8月頃まで受付)</p>	安芸福祉保健所	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	中央東福祉保健所	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村	中央西福祉保健所	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	須崎福祉保健所	須崎市、中土佐町、椿原町、津野町、四万十町	幡多福祉保健所	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
安芸福祉保健所	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村										
中央東福祉保健所	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村										
中央西福祉保健所	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村										
須崎福祉保健所	須崎市、中土佐町、椿原町、津野町、四万十町										
幡多福祉保健所	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町										
<p>その他留意事項</p>	<p>応募に必要な書類:各福祉保健所又は高齢者福祉課にご連絡いただければ対応させていただきます。</p>										
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域福祉部 高齢者福祉課 地域ケア体制整備推進チーム 担当者名 泉 電話 088-823-9681 FAX088-823-9259 メールアドレス 060201@ken.pref.kochi.lg.jp</p>										

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成23年度高知県地域支え合い体制づくり事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等と協働(新しい公共)により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の支え合い活動の体制づくりの推進を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	(1)地域の支え合い活動の立ち上げ支援 住民組織やNPO等が実施する地域における高齢者や障害者等への支援を目的とする取組等の先駆的、パイロット的な事業など (2)地域活動の拠点整備 高齢者等の生きがい活動、障害者の地域性活動支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備など (3)人材育成 地域支え合い体制の構築に資する人材の育成など ただし、既に実施している事業、他の補助事業等により現に当該事業の一部を負担し、又は補助している事業は除く
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村 社会福祉法人又は特定非営利活動法人等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率 10/10 (1)1事業 350万円～500万円以内 (2)1拠点 100万円以内 (3)知事が認める額
申請手続き・申請時期	事業実施計画書を提出後、申請手続きを行っていただきます。
その他留意事項	補助を希望される場合、事前に担当までご相談ください。 平成23年度1年限りの事業です。
問い合わせ先	地域福祉部高齢者福祉課 担当者名 元吉 孝之 電話 088-823-9627 FAX 088-823-9259 メールアドレス 060201@ken.pref.kochi.lg.jp 地域福祉部障害保健福祉課 担当者 岡本 幸生 電話 088-823-9633 FAX 088-823-9260 メールアドレス 060301@ken.pref.kochi.lg.jp

地域福祉部地域福祉政策課 担当者 隅田 裕紀 電話 088-823-9090 FAX 088-823-9207 メールアドレス 060101@ken.pref.kochi.lg.jp
---

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	23年度ソーレ・えいど事業
事業種別	補助事業
事業の目的	団体・グループが男女共同参画社会を推進するために実施する、県民を対象とした事業の費用を助成する。
補助(委託等)対象事業の概要	「男女共同参画社会の実現に資する、広く県民を対象に実施する各種講演会、講座、調査研究等」 例えば一①性別で役割を固定的にとらえる意識やDVなどの人権侵害をなくすため ②男性も女性も、その個性と能力を十分発揮できる環境を整えるため ③職業生活と家庭・地域生活との両立を支援するため など
補助(委託等)対象事業者の種類	次の要件を全て満たす団体等 ①県内を拠点として活動をしている団体等 ②事業を確実に実施できる体制等を備え、運営、実施、報告まで責任を持って行える団体等 ③男女共同参画社会の実現に資する活動を行おうとする団体等 ④政治、宗教、営利を主たる目的にした団体等でないこと ⑤適正な会計、経理を実施し、報告できる団体等であること ⑥申請団体等の会則又は会則に準じるものを提出できる団体等であること
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	※ 助成対象経費の10分の8以内で、一団体30万円を超えない ※ 助成対象経費は、助成対象事業に直接要する経費とし、次に掲げる経費を除く ①団体等の固定的・経常的経費(団体等の役職員に係る人件費・団体事務所の家賃等) ②助成対象事業以外の用途に転用可能な器具備品(パソコン・AV機器等)③講師等の土産代、懇親会費④団体等の役職員に対する諸謝金、報酬、その他これに類するもの⑤領収書等の証拠書類により、合理的・客観的に説明できない経費⑥その他助成対象事業に直接要しない経費
申請手続き・申請時期	<応募>5月1日～6月30日 <決定>7月23日(予定)のプレゼンテーションを含む面接審査を経て、決定
その他留意事項	<助成対象期間>23年8月1日～24年2月29日 <事業報告>事業終了後1ヶ月以内または平成24年2月29日のいずれか早い日までに事業実施報告書・収支決算書等を提出のこと
問い合わせ先	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 担当者名 田中 電話 088-873-9100 FAX 088-873-9292 ホームページ <a href="http://www.sole-kochi.or.jp/jyoho/default.htm">http://www.sole-kochi.or.jp/jyoho/default.htm</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

## 別紙調書

### NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成23年度人権ふれあい支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	さまざまな人権問題の解決を図るために、高知県内のNPO、ボランティア団体及び民間団体などが自主的に行う、県民の人権意識高揚を目的とした講演会等の事業を行う場合その経費の一部を支援します。
支援対象事業の概要	<p>広く県民を対象に実施されるもので、次に該当する非営利事業を対象とします。</p> <p>①講演会、研修会、シンポジウムなどの開催          ②啓発資料の作成・配布          ③ふれあい交流          ④体験活動          ⑤その他、人権啓発に明らかに寄与すると認められる事業          (他から補助を受けている事業や、団体内部の活動にとどまるものなどは対象外です。)</p>
支援対象事業者の種類	<p>応募資格：NPO、ボランティア団体などの民間団体など（PTA、町内会など地域で活動している団体や企業、事業所を含む）で、次の要件を満たしている団体とします。</p> <p>①県内を拠点として活動していること          ②政治団体、宗教団体、暴力団、暴力団にかかる団体などでないこと          ③明確な会計、経理を実施、報告できること          ④支部などを有する団体は、県単位の連合体を1団体とすること          ⑤当該事業による支援を平成20～22年度の3年間連続して受けていないこと</p>
支援率・支援額・支援対象経費	<p>補助率：支援対象経費の80%以内          補助額：1件につき40万円以内          支援対象経費：          賃金、謝金（1人の講師に対する謝金は30万円まで）、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料及び賃借料、その他必要な経費          (ただし、食糧費、備品購入費など支援対象外となる経費があります)</p>
募集期間(申請時期)・申請手続きなど	<p>募集期間：平成23年11月30日まで随時募集（平成23年度予算 2,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施予定日の2ヶ月前までに申請手続きを行ってください。</li> <li>・申請に基づき審査会により支援の可否を決定します。</li> <li>・支援決定額の累計が予算を超えると見込まれる時点で募集を一旦停止します。</li> <li>・支援決定団体が、やむを得ない事情で支援を辞退した場合等、再度募集することがあります。</li> </ul>
その他留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応募に必要な書類 (財)高知県人権啓発センターのホームページに掲載します。</li> <li>2 支援の決定までには2ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。</li> <li>3 事業の詳細な内容については、(財)高知県人権啓発センターまでお気軽にお問い合わせください。なお、支援状況により対応できない場合がありますので、応募の際はあらかじめご連絡ください。</li> </ol>
問い合わせ先	<p>(財)高知県人権啓発センター 企画啓発担当 野村          〒780-0870 高知市本町4丁目1-37          TEL (088) 821-4681 FAX (088) 821-4440          E-mail center@kochi-jinken.or.jp</p>

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県産業振興推進総合支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光資源をいかした交流人口の拡大の取組等を総合的に支援することを目的とします。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) ステップアップ事業  ア 県が実施する地域産業人材育成事業又は農業創造人材育成事業を受講した者が実施する取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業  イ 事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(2) 一般事業  ア 本県の産業振興に資すると認められる事業(一般事業(通常分))  イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業(一般事業(特別分))  (ア) 地域資源の付加価値を高める取組  (イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組  (ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(3) 特別承認事業  国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業のうち、補助目的に合致し、(2)のイに該当すると認められる事業</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村、一部事務組合</li> <li>・ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合</li> <li>・ 特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人</li> <li>・ 特定非営利活動法人</li> <li>・ 中小企業者(個人事業者含む)、中小企業団体 など</li> </ul>

<p>補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステップアップ事業 補助率:1/2以内 補助額:下限100千円 上限1,000千円 補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等(ハード事業を除く)</li> <li>・ 一般事業(通常分) 補助率:1/2以内 補助額:上限50,000千円 補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等</li> <li>・ 一般事業(特別分) 補助率:2/3以内(但し、企業等のハード事業については1/2以内) 補助額:上限50,000千円 補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等</li> <li>・ 特別承認事業 補助率:2/3以内 補助額:上限50,000千円 補助対象経費:補助を受けようとする国等の事業の規定によります。</li> </ul>																					
<p>申請手続き ・申請時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般事業及び特別承認事業は、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金審査会(原則として月1回開催)で、事業の適格性等について審査を受けていただく必要があります。</li> <li>・ 詳細は、計画推進課HPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/h22-hojyokin.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/h22-hojyokin.html</a></li> </ul>																					
<p>その他留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、市町村を通じた間接補助ですので、市町村の予算措置が必要です。</li> <li>・ 詳細は、計画推進課HPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/h22-hojyokin.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/h22-hojyokin.html</a></li> </ul>																					
<p>問い合わせ先</p>	<p>産業振興推進部 計画推進課 担当者名 市川 電話 088-823-9333 FAX 088-823-9255 メールアドレス <a href="mailto:120801@ken.pref.kochi.lg.jp">120801@ken.pref.kochi.lg.jp</a> 又は、 各地域産業振興監駐在所</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">安芸地域</td> <td style="width: 30%;">電話 0887-34-1270</td> <td style="width: 30%;">FAX 0887-34-1271</td> </tr> <tr> <td>物部川地域</td> <td>電話 0887-57-0015</td> <td>FAX 0887-57-0016</td> </tr> <tr> <td>高知市地域</td> <td>電話 088-826-5037</td> <td>FAX 088-826-5038</td> </tr> <tr> <td>嶺北地域</td> <td>電話 0887-70-1015</td> <td>FAX 0887-70-1016</td> </tr> <tr> <td>仁淀川地域</td> <td>電話 088-852-7256</td> <td>FAX 088-852-7257</td> </tr> <tr> <td>高幡地域</td> <td>電話 0889-40-0205</td> <td>FAX 0889-40-0206</td> </tr> <tr> <td>幡多地域</td> <td>電話 0880-35-8616</td> <td>FAX 0880-35-8617</td> </tr> </table>	安芸地域	電話 0887-34-1270	FAX 0887-34-1271	物部川地域	電話 0887-57-0015	FAX 0887-57-0016	高知市地域	電話 088-826-5037	FAX 088-826-5038	嶺北地域	電話 0887-70-1015	FAX 0887-70-1016	仁淀川地域	電話 088-852-7256	FAX 088-852-7257	高幡地域	電話 0889-40-0205	FAX 0889-40-0206	幡多地域	電話 0880-35-8616	FAX 0880-35-8617
安芸地域	電話 0887-34-1270	FAX 0887-34-1271																				
物部川地域	電話 0887-57-0015	FAX 0887-57-0016																				
高知市地域	電話 088-826-5037	FAX 088-826-5038																				
嶺北地域	電話 0887-70-1015	FAX 0887-70-1016																				
仁淀川地域	電話 088-852-7256	FAX 088-852-7257																				
高幡地域	電話 0889-40-0205	FAX 0889-40-0206																				
幡多地域	電話 0880-35-8616	FAX 0880-35-8617																				

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	移住促進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	県外にお住まいの方々や、本県出身者に対して移住、中長期滞在および交流を促進し、地域の活性化につなげる
補助(委託等)対象事業の概要	住民とともに自主的、主体的に移住促進に取り組むためのソフト事業 ①受入体制の整備(例 空き家調査、滞在施設の掘起し、移住支援団体の立ち上げ) ②誘導策の実施(例 地元アンケート調査の実施) ③PR活動の実施(例 移住相談会の開催、PRツールの作成) ④その他、移住促進に効果が認められる事業 ※ハード事業は市町村のみが対象となります。
補助(委託等)対象事業者の種類	①NPO ※高知県内に事務所を有する特定非営利活動法人または民間非営利の団体。 ②NPO、公益法人、民間企業、協働パートナー市町村等が構成員となった協議会等 ※民間企業のみが構成員となったものは除く ③市町村等 ※市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が構成員となった協議会も含む
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	(補助率) 定額 (補助限度額) 500千円 (補助対象経費) 上記事業にかかる経費 ※ただし、役員・常勤職員の人件費(賃金・謝金)、事務所賃借料や光熱水費など経常的運営に要する経費、個人または団体に贈与される寄付金、他の団体に対する補助金、義援金および飲食にかかる経費は補助対象外。
申請手続き・申請時期	(申請手続き) 各団体から県へ直接申請 (申請時期) 随時
問い合わせ先	産業振興推進部 地域づくり支援課 担当者名 飯田 聖子 電話 088-823-9336 FAX 088-823-9258 メールアドレス <a href="mailto:seiko_iida@ken2.pref.kochi.lg.jp">seiko_iida@ken2.pref.kochi.lg.jp</a>

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	農業創造人材育成事業
事業種別	委託事業
事業の目的	農産加工品の開発や農家レストランの立ち上げ、直売所の運営改善など、地域活性化に意欲的な青年農業者や農村女性、市町村や団体職員などを対象に、先進事例調査とワークショップを組み合わせたセミナーの開催、活性化計画や活動計画の作成・発表を通じて農業・農村の活性化をリードする人材を育成する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>農業創造人材育成セミナーの開催</p> <p>○講演会・パネルディスカッションの開催</p> <p>○先進事例調査＋セミナーの開催(3ヶ所)</p> <p>○活性化計画・活動計画の作成</p> <p>○成果発表会</p> <p>(委託内容)</p> <p>・上記セミナー等の運営支援及び事務補助</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	NPO法人、その他の企業、団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>委託金額 : 5,391千円</p> <p>委託対象経費: 人件費、旅費、需用費、使用料他</p>
申請手続き・申請時期	募集期間: 5月(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>農業振興部 環境農業推進課 担当者名: 矢野喜秋、西窪武久</p> <p>電話 088-821-4532 FAX 088-821-4536</p> <p>メールアドレス <a href="mailto:160501@ken.pref.kochi.lg.jp">160501@ken.pref.kochi.lg.jp</a></p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	豊かな環境づくり総合支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	県内の市町村等及びNPO等が、環境の保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施する事業を総合的に支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	「高知県環境基本計画第三次計画」(H23.4策定)において示す5つの分野(地球温暖化への対策、循環型社会への取組(3Rの推進等)、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興、環境学習の推進とネットワークづくり)の県内で実施される事業であり、3つの社会づくり(低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり)を目指す取組に対して補助する。 (対象事業) ○地球温暖防止県民会議推進事業 ○豊かな流域づくり活動支援事業 ○その他、特に知事が必要と認める事業
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村等及びNPO等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率: ・市町村等1/2以内(1件当たりの補助金の範囲が10万円以上、300万円以下) ・NPO等定額(1件当たりの補助金の範囲が50万円以下)
申請手続き・申請時期	手続き: 補助金交付申請書を下記担当課まで提出 申請時期: 第1次募集期間4月下旬~5月下旬(採択状況により追加募集あり)
その他留意事項	応募された事業は、審査会において各申請団体によるプレゼンテーションを実施し、事業の採否決定を行う。
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 上田(あげた) 電話088-821-4572 FAX088-821-4576 メールアドレス <a href="mailto:030101@ken.pref.kochi.lg.jp">030101@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	生き生きこうちの森づくり推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林環境税を活用して、県民生活に身近な森林において、県民が守り育てる森づくりのモデル的な整備を行う。
補助対象事業の概要	<p>① 対象森林: 森林と人との共生林のうち、里山林・水辺林・景観林等として位置付けられた森林</p> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林の間伐</li> <li>・竹林の改良</li> <li>・歩道整備等</li> </ul>
補助対象事業者の種類	地域住民等で組織する団体
補助率・補助額・補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率: 定額</li> <li>・補助対象経費: 賃金、需用費等</li> </ul>
申請手続き・申請時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き: 最寄りの林業事務所に計画書を提出→内示→補助申請→交付決定→事業実施→実績報告</li> <li>・申請時期: 当該年度の7月頃に計画書を提出した後申請</li> </ul>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>林業振興・環境部 林業環境政策課課 担当者名: 出口(でぐち)</p> <p>電話088-821-4586 FAX088-821-4576</p> <p>メールアドレス <a href="mailto:030101@ken.pref.kochi.lg.jp">030101@ken.pref.kochi.lg.jp</a></p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	森林保全ボランティア活動推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林整備を实践する森林ボランティア団体の設立や間伐等森林保全活動を推進し、適正な森林管理を促進する。
補助対象事業の概要	① 新設のボランティア団体に対する機械器具等の支給 ② 木材利用に必要な機械器具の整備に対する定額補助 ③ 間伐等森林保全活動の実施に対して交付する地域通貨等での精算
補助対象事業者の種類	市町村、森林組合、森林組合連合会、こうち山の日ボランティアネットワーク、県に登録された森林保全ボランティア
補助率・補助額・補助対象経費	・機械器具仕入れ経費：限度額500千円 ・森林整備を実施した面積に60,000円を乗じた額 ・木材利用に必要な機械器具：定額
申請手続き ・申請時期	・手続き：最寄りの林業事務所に計画書を提出→内示→補助申請→交付決定→事業実施→実績報告 ・申請時期：当該年度の6月頃に計画書を提出した後申請
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課課 担当者名：出口（でぐち） 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス <a href="mailto:030101@ken.pref.kochi.lg.jp">030101@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	山の一日先生派遣事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林環境教育を推進するため、山の一日先生の派遣又は養成を行う団体に対して補助する。
補助対象事業の概要	小・中学校、放課後児童クラブ、保育園などで実施する木工クラフト、ネイチャークラフト、森林学習、間伐体験、しいたけ駒打ち体験など事業。
補助対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体。
補助率・補助額・補助対象経費	(1)補助率 定額、10/10以内 (2)補助限度額 安芸、嶺北、中央西、須崎及び幡多林業(振興)事務所管内を中心に活動を行う補助事業者にあつてはそれぞれ400千円以内。 中央東林業事務所管内を中心に活動を行う補助事業者にあつては1,000千円以内。
申請手続き・申請時期	所定の様式により、5月25日までに公益社団法人高知県森と緑の会へ事業計画書を提出。 企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定。
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 中森 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス <a href="mailto:030101@ken.pref.kochi.lg.jp">030101@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に基づいた普及啓発に取り組む団体に対して補助する。
補助対象事業の概要	①森林保全活動等に関するもの(森林保全活動、林業作業体験等) ②森林環境学習等に関するもの ③都市と山村の交流促進等に関するもの(普及啓発・交流を促進する活動等) ④都市と山村の交流促進等に関するもの(県外参加者を対象とした交流を促進する活動等) ⑤木と親しむ取り組みに関するもの ⑥山川海の連携に関するもの(年4回以上の継続的な取り組み) ⑦森の案内人の養成に関するもの。
補助対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体。
補助率・補助額・補助対象経費	(1)定額(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内) (2)補助限度額 上段のうち、 ①、②、③、⑤にあつては200千円以内 ④、⑦にあつては500千円以内 ⑥にあつては1,000千円以内
申請手続き・申請時期	所定の様式により、5月25日までに公益社団法人高知県森と緑の会へ事業計画書を提出。 企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定。
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 中森 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス <a href="mailto:030101@ken.pref.kochi.lg.jp">030101@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	環境学習推進事業
事業種別	委託事業
事業の目的	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。
補助(委託等)対象事業の概要	学習プログラム作成委託料 NPO関係者や学校関係者等が協議し、小・中学生を対象に新学習指導要領の内容に即した自然体験活動や環境学習のプログラムを作成するとともに、そのプログラムを県内の学校及びNPO等へ普及する事業を委託する。
補助(委託等)対象事業者の種類	委託先: 県内NPO等団体等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	限度額: @554千円 委託料対象経費: 事業に要する経費
申請手続き・申請時期	募集期間: 5月下旬～6月中旬(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	教育委員会事務局生涯学習課 担当者名: 瀬沼・前島 電話: 088-821-4629 FAX: 088-821-4505 メールアドレス: <a href="mailto:310401@ken.pref.kochi.lg.jp">310401@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	環境学習推進事業
事業種別	委託事業
事業の目的	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。
補助(委託等)対象事業の概要	指導者養成研修等委託料 自然体験活動や環境学習の企画・運営、各団体間の連絡調整を行う指導者を養成するための研修プログラムの開発及び、プログラムを活用した研修事業を委託する。
補助(委託等)対象事業者の種類	委託先: 県内NPO等団体等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	限度額: @993千円 委託料対象経費: 事業に要する経費
申請手続き・申請時期	募集期間: 5月下旬～6月中旬(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	教育委員会事務局生涯学習課 担当者名: 瀬沼・前島 電話: 088-821-4629 FAX: 088-821-4505 メールアドレス: <a href="mailto:310401@ken.pref.kochi.lg.jp">310401@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	環境学習推進事業
事業種別	委託事業
事業の目的	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。
補助(委託等)対象事業の概要	インターネットホームページ作成委託料 県内の自然体験・環境学習にかかる情報を広く県民に普及啓発するためのHPの作成を委託する。
補助(委託等)対象事業者の種類	委託先: 県内NPO等団体等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	限度額: @588千円 委託料対象経費: 事業に要する経費
申請手続き・申請時期	募集期間: 5月中旬～6月上旬(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	教育委員会事務局生涯学習課 担当者名: 瀬沼・前島 電話: 088-821-4629 FAX: 088-821-4505 メールアドレス: <a href="mailto:310401@ken.pref.kochi.lg.jp">310401@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

別紙調書

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち出会いのきっかけ応援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	少子化の一因である未婚化・晩婚化の対策のため、市町村等が実施する、結婚を望む若者を応援する「出会いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助(委託等)対象事業の概要	市町村もしくは複数の市町村が中心となって組織する協議会又は民間の非営利団体が、1回のイベントにつき、20歳以上の独身者合わせて20名以上を対象に行う事業。
補助(委託等)対象事業者の種類	民間の非営利団体については、以下の要件をすべて満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。</li> <li>・ 団体として独立した経理を行っていること。</li> <li>・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。</li> <li>・ 暴力団でないこと。また、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。</li> </ul>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 定額 【補助限度額】 300千円/企画 【募集企画数】 10企画程度
申請手続き・申請時期	【企画提案書募集時期】 4月下旬～6月初旬(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	地域福祉部少子対策課 担当者名 楠瀬、吉村 電話 088-823-9717 FAX 088-823-9658 メールアドレス <a href="mailto:060501@ken.pref.kochi.lg.jp">060501@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。